主 文

本件上告を棄却する。

理 由

本件は、いわゆる跳躍上告事件であるが、検察官でない者が簡易裁判所のした第一審判決に対し最高裁判所に跳躍上告をするには、その判決において法律、命令、規則若しくは処分が憲法に違反するものとした判断又は地方公共団体の条例若しくは規則が法律に違反するものとした判断が不当であることを理由とするときに限り許されるものであつて、このような判断がなんら示されていない本件の第一審判決に対し跳躍上告をすることのできないことは、刑訴法四〇六条、刑訴規則二五四条の規定により明らかであり、本件上告は不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六二年六月九日

最高裁判所第三小法廷

彦	滿	岡	安	裁判長裁判官
己	正	藤	伊	裁判官
敦		島	長	裁判官
夫	壽	上	坂	裁判官